

愛媛県動物愛護センター合併浄化槽砂ろ過塔取替修繕仕様書

1 業務名

愛媛県動物愛護センター合併浄化槽砂ろ過塔取替修繕

2 修繕場所

愛媛県松山市東川乙 44-7

愛媛県動物愛護センター

3 施工期限

令和9年3月31日

ただし、現場施工の期間と工事場所については、発注後に協議し決定する。

4 修繕内容

本修繕は、愛媛県動物愛護センター合併浄化槽の砂ろ過塔の取替及び既設設備の撤去・処分を行うものである。

砂ろ過塔取替工事

砂ろ過塔の取替え、既存設備撤去など。

名称	摘要	数量
砂ろ過塔	2.3 m ³ /Hr 処理 φ700×1500H SS400 製 塗 装：内面エポキシ樹脂 外 面：下塗リエポキシ樹脂 仕上げ色：5Y7/1 操作弁：電動5方ボール弁 ろ 材：アンスラサイト・SK ライト ろ床材：玉砂利3種類 付属品：圧力計、空気抜弁、検水栓、圧力スイッチ	1 基
車両運送費		1 式
搬入・搬出費		1 式
ろ材撤去費		1 式
機器据付・撤去費		1 式
保温復旧費		1 式
ろ材投入費		1 式
砂ろ過塔処分費		1 式
諸経費		1 式

5 材料の基本要件及び仕様

- (1) 本修繕に必要な材料等は、再使用する材料以外は全て未使用品（新品）とし、規格・品質等が無いものは、日本産業規格あるいは同基準に準ずる優秀なものを使用し、十分な強度、耐久性、対候性、耐腐食性および耐震性等の性能を有するメーカーの規定に合致したものであること。
- (2) 日本国内の主要な地域にメーカーのサービス拠点を有し、新設機器の障害、修理等に対して迅速に対応できる製品であること。

6 提出書類

本修繕について、受注者は下記の関係書類を提出すること。

なお、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とし、提出数は発注者の指示による。

- (1) 工程表等（契約締結後速やかに）
- (2) 着手・完了届（着手・完了後速やかに）
- (3) 施工計画書（契約締結後速やかに）
- (4) 作業写真（竣工後速やかに）
- (5) 完成図面（機器配線、設置場所を示した図面・竣工後速やかに）
- (6) 納入機器完成図、カタログ、メーカー仕様書、機器取扱説明書、試験成績報告書など（竣工後速やかに）
- (7) 保証書
- (8) 処理業者が作成したマニフェスト票（D票またはE票）の写し、処分した廃棄物の種類・廃棄量がわかるものを提出すること。
- (9) その他指示された書類

7 検査

更新機器、施工機材及び材料搬入時に、現場代理人等立会のうえ、担当課職員に報告し、立会いの検査を受けること。

修繕完了後、現場代理人等立会のうえ、担当課職員が完成検査を実施し、現場及び書類検査合格をもって完了とする。

但し、手直し事項が発生した場合は、手直し完了後再検査を実施し、検査合格をもって完了とする。

8 その他

- (1) 本修繕は、県動物愛護センター内の施工のため、施設利用者及び施設運営に支障が無いよう特に配慮し施工すること。
- (2) 修繕について、事前に県担当者及び施設管理者、担当者と連絡をとり、

利用状況や安全管理、振動騒音等を配慮のうえ施工すること。

また、事前に施工計画書を提出し、承諾のうえ、施工するものとする。

- (3) 工事の進捗状況により更新機器、施工機材及び材料等を現場敷地内で、一時的な置き場確保する必要がある場合、事前協議により許可するが、受注者の責任において管理し、破損や盗難などについての一切の責任を負うこと。
- (4) 作業場所周辺は、養生及び立入禁止表示等を行い、周辺の安全と保護対策を行うこと。
- (5) 修繕現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (6) 現場作業に際し、既存建物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等をした場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (7) 各工種、工程毎に施工前、施工中、施工後を記録し、作業写真のみで本作業の施工経緯を含め修繕の全容を把握できるようにすること。
- (8) 関係公官庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条令等の定めにより、発注者に報告のうえ遅滞なく作成及び届出を実施すること。
- (9) この仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本修繕で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (10) 本修繕を施工するに当たり、法令等の制限を設ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (11) 同敷地内で他の改修等を行っている場合は、双方の改修等が適切かつ円滑に行われるよう、十分調整のうえ実施すること。
- (12) 受注者の責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、受注者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとする。
- (13) 現場施工上疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定すること。
- (14) 今回の入札において、必要に応じて現場確認を行い、担当課職員の説明を受けること。ただし、現場確認・職員の説明を受ける日時は事前に連絡のうえ、調整を行うこと。